

分科会質疑

産業振興局 危機管理 都市計画総局 みなと総局 消防局

9月27日

産業振興局

1、フルーツフラワーパーク活性化検討委員会について

30億円の短期反復貸し付けで何とか運営されている神戸ワイン株式会社が、指定管理者として管理運営に携わっているのがフルーツフラワーパークだ。先ほどの質疑で経営努力の効果がでてきているとの報告もあったが、今後の見通しは厳しいのが現実だ。以前から私は一貫して警鐘を鳴らしてきたが、今年になってからようやく活性化検討委員会ができあがり、すでに4回の委員会が開催され、10月23日に最終報告が出されると聞いている。

しかし、ホームページには開催要項もなく、第1回開催の記者資料が公開されているだけだ。当局に、開催内容や議事録の提示を求めたところ、出てきたのは簡易な議事要旨で第1回委員会は公開で行われたこともあって発言内容の要約で少しは委員会内容を把握することが可能だ。しかし、第2回～第4回委員会は議事が非公開ということで、検討項目があるだけで、議論の内容がさっぱり把握することができなかった。

議事非公開の理由は、現在の管理運営者の正当な利益を損なう情報、市民に混乱を生じさせる情報を含むため、議事のすべてを非公開としたというのが理由になっている。特に、第2回委員会は、事務局から神戸農業の概要、現状と課題、農業者から求められている機能などの説明後、桂委員から都市近郊農業・農村施策として求められているものについて委員間議論を行ったというものだ。これが、管理運営会社の正当な利益を損なったり、市民に混乱を生じさせる情報になるのか。

質疑

なぜ、議事が非公開なのか。要項をみていないのでわからないが、誰の権限で非公開なのか。

答弁

第2回以降は非公開になっている。第2回の農業関係の検討会がなぜ非公開かという話があったが、農業振興機能は、株式会社神戸ワインの行っている園内の修景、飾花事業にも当然及ぶが、指定管理の項目の中では年間を通じて、たとえば苗をいくら飾花するかという基本はあるが、それに伴う償還計画や管理手法は神戸ワインの独自のノウハウとなる。また、フルーツフラワーパークにおいては新鉄砲ゆりの苗やイチゴ苗の売却事業をしておりこれについても公募要領の中で年間いくら作るように決めているが、どのように生産していくのかまた生産者とどのような調整をしていくのかといったノウハウの所は、神戸ワイン会社が独自に構成して行くものであるから、その辺りをださせないように非公開とした。

再質疑

非公開事由が理解できない。(株)神戸ワインはフルーツフラワーパークの管理だけを行っている会社で他の事業は行っていない。指定管理をはずれば会社は持たない。市が大部分の出資をしている会社でなぜ非公開なのか。みなと総局では外郭団体検討委員会の議事録は全面公開だ。舞子ビラ事業や住宅供給公社については同様の理由で非公開だが

前者は銀行との係争問題、後者も民間との関係や損失補償問題があるため非公開となっても理解できる。ただ、2者とも中間とりまとめということでどのような議論内容かは公開しており議会にも報告することでしっかり議員の声を反映させることのできる体制を作っている。しかし、フルーツフラワーパーク活性化検討委員会の場合はいきなり10月23日に最終とりまとめを行うとのことで第1回以外は非公開となると議員や市民が意見を述べる機会がなくなってしまう。中間まとめなどで意見を聞くことを担保するべきではないか。

答弁

株神戸ワインは指定管理者であり、市が出資はしてる。しかし、指定管理はである以上その運営ノウハウはオープンするにはなじまない。委員の先生には思い切った意見を出してほしいと伝えており、神戸市の情報公開条例にも率直な意見が出にくくなった場合、意見の中立性が損なわれる場合には非公開ができるとありその辺をふまえて非公開を決めたものだ。また、中間取りまとめについては当初予定では6月に初めて9月でまとめると諸であったが委員の日程の関係で10月にづれこんでいる。非常に短い期間で一気にまとめる予定であり、1年もかけて行うものでもないために最終報告だけをすればいいという考えである。

再質疑

フルーツフラワーパーク事業には30億円を短期反復貸し付けを行っており、解散した場合は還ってこない仕組みだ。最終的には市民負担が発生することになるかもしれない重要な問題だ。せめて中間とりまとめをだす必要があるのではないか。議論のできる場を作ってもらいたい。見解を

また、海上アクセスは議事録はすべて公開されている。なぜ、株神戸ワインだけは公開されていないのか理解できない。

答弁

今回の検討委員会で議論している内容は、フルーツ・フラワーパークについて、開園から19年が経過し、その中で施設の老朽化が進むとともに入園者が減少傾向にあるということで、(株)神戸ワインがどうかということではなく、フルーツ・フラワーパークが今後果たすべき役割・機能を中心に議論することになっているので、委員の方から他の団体の話があったが、これはあくまでフルーツ・フラワーパークの活性化について議論する場であると考えている。

(再質問)

誼弁ではないか。マリンホテルズでも舞子ビラ事業のあり方検討委員会としてやっている。フルーツ・フラワーパークと(株)神戸ワインは別物ではなく、一緒のものとして見るべきである。30億円に対する整理が最終結論になるのではないのか。フルーツ・フラワーパークをどうするかが議論の中心になるべきである。中身の話になるが、フルーツ・フラワーパークでしている事業として集客事業を行っている一方で、農業振興も行っているわけである。農業振興については一貫してきっちり出来るものにして、将来的にも残して

いくべきであるが、集客事業の方は早期に見直していくということで、例えばみのりの公社との関係の中でどうするかなど、考えていかなければならないのではないかと、今までずっと指摘してきたわけである。委員会の中の話は、おそらくそのような議論の中の話であると思われる。もしそうであるならば、非公開である意味はないし、そのように議論は進んでいっているものと思っているが、内容を含めて答えてもらいたい。

答弁

委員会の中で(株)神戸ワインをどうするのかという議論の中で、委員の方からも神戸ワインありきの話で考えるのかという話もあったが、全く白紙の状態、フルーツ・フラワーパークの将来に向けての話をしてもらうということで、お願いをしている。内容としては、委員の方から「機能を絞り、コンセプトをより明確にすべき」「地元農家の協力も得ながら農業振興を基本とした施設を目指してはどうか」といった意見もある一方で、行政の立場から見て、有馬など周辺地域には競合するホテル等が存在しているので、フルーツ・フラワーパークに対しては経営面に対する支援の対応も含めて、財政負担の転機についても検討していくべきではないかと言われている所である。ただ、まだ中間段階であるので10月23日に向けて、これからまとめていくところである。

(再質問)

10月23日の最終とりまとめは非公開か。

答弁

中間とりまとめの中でも多数の意見をいただいております、かなり厳しい意見も中にはある。委員とも相談していく必要はあるが、今のところ非公開で考えている。

(再質問)

納得できない。少なくとも非公開ではあっても、ある程度は議論内容を公開することはないのか。

答弁

その時の議論にもよるが、一度委員の方と相談して決めていきたい。

再質疑

株神戸ワインとフルーツフラワーパークは一体になっているのになぜ非公開で議論するのか。みのりの公社との兼ね合いもあるので、後から振り替えても議事録は公開できるだろう。

答弁

委員の発言にもよるので、それを確認した上で判断して決めたい。

危機管理室

## 1、アスベスト問題連絡調整会議について

今年に入って、震災復旧・復興事業に携わった労働者が、アスベスト禍による中皮種の発症での労災認定や申請が相次いでいる。今回は特に、わずか2ヶ月の倒壊家屋のガレキ撤去作業に従事した男性が中皮種に発症したことが、市民に大きな不安を与えている。神戸市はクボタショックをきっかけにして、市内の環境保全、市民の健康を守るため、平成17年に庁内にアスベスト問題連絡調整会議を設置している。ところが、平成23年2月2日再生採石利用施設の調査などの報告が行われた第29回会議以来開催されていない。

設置要項によると第5条(2)項で、市内に新たな動きが発生した場合には関係局室区に連絡、周知はかることが規定されている。この要項に基づけば、早急に第30回アスベスト問題調整会議を開く必要があるのではないか。見解を

### 答弁

クボタショックで平成17年に関係局が集まり、アスベスト問題連絡調整会議を設置し危機管理が事務局になっている。関係局は市民参画局、保健福祉局、環境局、都市計画局、教育委員会事務局となっており、課長級職員を収集している。私が議長になり、室長が副議長になっている。29回開催した内訳を見ると、基本的には市有施設のアスベスト問題等、いわゆる環境被害的部分について健康被害はないか市民にどう広報するかといった観点において開催している。一度そういう案件が発生すれば立て続けに開催する流れとなっている。今回の件については新聞などで大きく報道されている。我々も状況をしっかり把握している。健康被害という点において保健福祉局の見解を聞くと中止しておきたいとのことである。我々としては課長級で情報共有をはかってきた。危機管理としては状況が一定以上のレベルとなり、開催する必要があると判断されれば私自身も出て行く予定である。状況によって検討する。

### 再質疑

第三者的答弁だ。アスベスト問題連絡調整会議の要綱をみると、議長は危機管理官で事務局は危機管理室だ。第4条の1では、議長が必要と認めれば関係局室区を招集できるとし、議長権限はおおきい。言われればでるとの立場でなく、危機管理官として必要性を認めれば関係局を呼ぶ力を与えられている。保健福祉局が当面の間はでなく、議長の思いで招集できるはずだ。本会議での副市長の発言では震災アスベストとはっきりしたわけでないと言う発言もあったが、今回の事例をしっかりと検証するためにも連絡調整会議を開くべきでないか。特に、厚労省が、通常は1年以上か垂くるところを2ヶ月で認定しているところが大きな意味を持つ。この男性は宝塚で衣料品の販売を自宅でされていた、震災で商売がうまく行かなくなり、1995年2月から3月まで、宝塚市、西宮市、神戸市でガレキ撤去のアルバイトをした。マンションの解体作業や改装作業で頭が真っ白になるほど誇りをかぶった。かなりアスベストを浴びたようだ。これが、理由になってわずか2ヶ月の作業で労災認定された。こうなると作業だけでなく、解体撤去作業の周辺に住んでいた。その周辺を通勤していただいだけでも大丈夫かとの市民の不安が広がっている。市民の不安に答えるためにもアスベスト問題調整会議を開くべきでないか。

### 答弁

調整会議は開催しないと言っていない。情報共有は行っている。今まで開催していない

のは私の感覚として、まだその状況に至っていないとの判断だ。まず、情報共有をしっかりと行うことによって、私が判断している。現状ではこの問題に対して保健福祉局が対処している。また、支援事業では神戸市は政令市の中で雄一、健康管理手帳を交付したり肺ガン検診や結核検診も実施しており、非常に手厚い状況にある。心配している市民にはこういうサービスを受診して頂くと共に神戸市としてその広報に努めてゆ行く。

再々質疑

アスベスト問題調整会議は誰が招集するのか。封建福祉局の要求で開催するというものなのか。今の話を聞くと情報共有化を図って、ある程度情報が集まれば開くというようにきこえる。むしろ逆であって、この会議を収集することによって情報の共有化を図るのではないか。要綱の第5条の2に、「情報伝達」とあり、アスベスト問題に関して市内に新たな動きが発生した場合には、関係局室区に連絡し周知を図ることによって次の対応につなげるとある。このような事象が発生すれば当然開催するというように読み取れる。すでに今年になって3件ものアスベスト被害が明らかになり、市民の多くが不安感を持っている。それに危機管理室が対応することが重要でないか。見解を

答弁

招集するのは議長であり、私だ。私も環境局にいたことがあり、環境問題に関する事象が発生した場合、どう調整して市民に発表するのかといったことやその他の局と調整する必要があるときに危機管理室が中心となって話をすすめてもらったものだ。今回のアスベスト問題は環境への影響、健康問題、市民への広報が重要になってくるし、そういう場合には危機管理局室が中心となる必要があるし、私としては開催しないことにこだわっているわけでない。ただ、私がすべての権限を持って取り仕切っているわけではなく、保健福祉局の関わりの中には医師がもいるし、専門家の話を聞きながら情報共有市、必要があればそれぞれが対策を実施していくものであると認識している。

再々質疑

それでは今の私の話を聞いて危機管理監として市民に不安がある以上今ある制度などを市民に広報していく必要があるという意味において、私の質疑を聞いて会議を開こうという気になったか。

答弁

その点については、私自身がまだ詳しい情報を聞いていない部分もあるため、会議を開いた上で、私自身が情報共有を実施したいと考えている。会議は開催する。

都市計画総局

#### 1、新長田街づくり会社について

(あわはら委員)

前回の予算時の質疑で新長田の第3者管理方式を見直すか、大方の区分所有者が求めているのであれば新長田まちづくり会社を管理者から外すことも考えるべきではないのかということ で質疑をさせていただいた。

答弁で部長が、区分所有者の利益につながる提案・実践がもっとも重要であると認識し

ており、我々としてもそうした観点から積極的に関わっていきたいということで、区分所有者の利益を中心に考えたいと、私はこれを多数従属の視点であると受け取った。

しかし、その後、6月上旬から下旬にかけて新長田のアスタくにつか1番～6番館で決算報告、予算案、平成24年度の管理委託契約の承認などの店舗部会集会在開かれたと聞いている。神戸市の議決が影響しない2番館北棟では否決、5番館では流会、1番館南棟では開くごとも出来ない状況になっている。承認されたところでも、集会で区分所有者の数では承認しないということになったが、神戸市が賛成に回ったことで何とか暫定承認という結果になったと聞いている。特に1番館北棟では反対が議決権でも過半数を超えて、神戸市は多数従属を主張し否決を宣言した。これは評価するが、ところがその後、神戸市は3ヶ月後再度開くことを前提にして暫定承認というかたちで収めてくれないかということで、最終的には暫定承認ということになった。このように新長田まちづくり会社に対して不信感が区分所有者の中でピークに達している状況であると思う。

質問だが、3ヶ月の前提の暫定承認ということであるが、それぞれの番館の中で疑問となっているのだが、6月であるから9月30日が期限ということになって、今日が10月2日なので、暫定期限が切れていることになるが、まちづくり会社とはどのような話になっているか、新しい形として出発しているのか教えて欲しい。

(総務部長)

委員からご指摘があったように南側の再開発ビルでそれぞれ6月に管理集会在開かれたわけであるが、暫定承認となっている。6月の各番館店舗部会集会在において9月末を目処にということで検討を進めてきている。まちづくり会社から管理費の削減案について、先日私どもも説明を受けたところである。市として、出てきた素案に対しては、より分かりやすい説明、あるいは踏み込んだ提案について不足しているということを実感した。そのため、その部分について方向性が示せないか再度検討をまちづくり会社に依頼をしているところである。会社も取組状況について各番館の役員会について9月末から説明を始めまして意見を伺うと聞いている。市としても最大の区分所有者としての立場で会社に対して、区分所有者に理解していただける提案を改めて出していただけるように引き続き要請をしていきたいというのが現状である。

(あわはら委員)

今の答弁で神戸市としては新長田まちづくり会社から提案された内容、新たな内容であると思うが、それについては神戸市としてはまだ問題があると思っているので、そういう内容のものをきちんと出していただけるように話をしたと答弁されたが、神戸市としては、まちづくり会社が提案してきた内容に対して何が不足しているのか、どのような観点でどのような内容が不足しているのか、について考えを聞かせて欲しい。

(総務部長)

二

現在は素案の段階であるので、正式な案ではないということでご理解いただきたいが、基本的には一定の引き下げは案として盛り込んでいるが、その中身について経過や考え方について、会社の案の中に示されていない部分があったので、その部分については丁寧な説明をしていく、区分所有者、店舗部会の権利者の方に理解していただくには少し弱いという印象を受けたので、その部分について改めて説明の仕方や説明資料の作り方について再考を促しているところである。

(あわはら委員)

金額やその内容では、揉めている部分の解決にはならないのではないかと。不承認になっている所の一番の問題は何かと言えば、市ももう少し考えてもらいたいのだが、単に管理費を値下げすれば良いという問題ではない。新長田まちづくり会社そのものについて、不信感を感じている。第3者管理者方式というのは、区分所有者の負担の軽減になって、管理者の固定による運用の安定が図られて、専門家による維持管理の質が向上するというメリットがあると聞いている。しかし、区分所有者の皆さんから話を聞くと、まちづくり会社が自らの関連会社に丸投げしているだけである、区分所有者の負担の軽減よりも自らの利益を追求している、決算でさえ承認が得られないなど安定ではなく混乱の原因になっている、電気代の15%上乘せや自販機の無断設置など、何が専門家による維持管理の向上なのか、と言っている。という位に皆が不信感を持っている。そこをどうするのか、ということの本気で考えなければならない。私が前から言っているとおり、第3者管理者方式のメリットが、もうこの期に及んでほとんど消滅してしまっている現状に対する神戸市としての考え方をちゃんと整理しないと、住民の区分所有者の皆さんは納得しないと思うがどうか。

(総務部長)

第3者管理者方式から管理組合方式に移行するという点については、委員ご指摘のとおり基本的な主張は変えていない。市としては、ビルの管理というものは、継続的、安定的な管理が可能になる仕組みでなければならない。ただ単に管理費を下げるのみでは、不安である。継続的、安定的ということが一番であると考えている。まちづくり会社に対しての権利者、特に店舗部会の権利者の思いというのは、言っても会社から十分な答えが返ってこないというものだろうと思う。そのことについては、我々も認識している。市として、株主としての立場で取締役会にも局長が相談役として入っており、取締役会においてもそういったことについての神戸市としての考え方を会社に説明している状況である。我々とすれば、まちづくり会社の説明責任については、今後も引き続き求めていきたいと考えている。

(あわはら委員)

今の内容では、区分所有者の皆さんは納得できないと思う。第3者管理者区分方式を管理組合方式への変更や、管理会社を変えるとすると、防災センターの運営に支障が出るというが、私の調べでは、すでにアスタくにづか6番館北棟は脱退し、管理会社を変えるという方向になっている。アスタくにづか2番館北棟では、神戸市の議決権が少なく、区分所有者の皆さんで決めることができるのだが、そこでも管理委託契約については解除の方向になっている。という風になると、第3者管理者方式の根元がくずれているのではないのか。防災センターのことについても、6番館が抜けた後も経費は変わらず、他の店舗の部会の負担が増えたということにはなっていないと聞いている。その辺りも従来の主張とは矛盾するのではないのか。

(総務部長)

指摘のあった6番館の管理組合方式に移行したということであるが、当該ビルの住宅店舗間の訴訟の和解に基づく管理規約の変更により23年7月から店舗の共用部分について店舗部分の自主管理となって、結果的に管理単価も安くなったということである。これは、

従来行っていた清掃業務を止めたり、エレベーターについては法令点検のみにしたりといった大幅な仕様の変更によるものである。ただ、店舗共用通路が汚いといった苦情も寄せられており、ビルの資産価値自体にも影響が懸念されることであり、適正な管理が必要であると考えている。防災センターについても、保安警備を無人対応にする等により管理費の軽減が図れるのではないかとこのことであるが、管理費の削減が安心安全のための現行の防災レベルの低下につながるのではないかとこのことも重要な観点だと考えている。現行の群管理において、非常時、災害時には全体で周辺連携に基づいた防災体制となっており、一部が単独管理となった場合、これをどう可能にできるかという問題、経営負担の問題も含め、他のビルを含めたコンセンサスが必要と考えている。

(あわはら委員)

元の質問に戻るが、区分所有者の人たちが自分たちで業務をかぶったとしても、やっけて行きたいんだというのが多数の流れになれば、いくら神戸市が売れない保留床で議決権を持っているからといっても、多数の意見に対して尊重するという姿勢がないといけないと思う。その立場に立って、防災センターを具体的にどうしていくのかというのを色々な提案をされている皆さんと一緒に議論すべき。そういう姿勢が必要ではないのか。第三者管理者をまず守ろうという前提を崩してもらわないと、この議論は成り立たないと私は思うがどうか。

(総務部長)

6番館は管理組合に移行しているが、防災センターの負担はしているということをまず理解頂きたい。我々は第三者管理者方式に固執しているわけではない。基本的には、何度も申し上げているとおり、区分所有者の方が安心してビルを使ってもらえるように、また来街者の方が気持ちよくビルを使ってもらえる仕組みをあるべき姿だと思っているので、その点についてはまちづくり会社と責任を持って考えていきたい。

みなと総局

#### 1、神戸港の活性化について

国際コンテナ戦略港湾の取り組みが進んでいるが、国の方針に一貫性がないこともあって、大きな成果が上がっているとは思えない。トータルコストを下げて限界があり、しかもアジア諸港でも港湾の整備が進みトランシップ貨物が戻る状況にはない、しかも円高の関係で輸出貨物の伸びには限界があり、輸出港としての神戸港には厳しい経済情勢だ。輸入貨物の伸びは予想されるが大消費地を抱えた京浜に流れる傾向にある。

コンテナ貨物量を増やしてゆくことも大切だが、神戸港が他港に比べ優れているところ伸ばすことが必要でないか。神戸港の強みは在来貨物にあり、様々な荷物を扱える高い能力を伝統的に持っている。コンテナ貨物に特化するのではなく、様々な貨物を取り扱える総合デパート的な港を目指すべきでないか。

岡口局長

在来のこともあるが、神戸港の強みは基幹航路を持っていることだ。北米を重要視したい、基幹航路を維持拡大することが大切だ。そのためにも国際コンテナ戦略港湾に選定されたこともあり、世界水準の高規格コンテナターミナルを整備する必要があり、ソフトハ

ードもふくめ充実してゆきたい。在来につきましては外貨貨物の3割を占めている。神戸港は従来から梱包技術の高さや荷役技術の高さなどが評価されていることは知っている。在来貨物はリーマンショック時に前年度を下回ったがその後は順調に伸びてきている。公共埠頭では産業建機と完成自動車が増えており、中古自動車は前年比26%増で建機は9%増になっている。ただ、コンテナ貨物は港間競争に左右されるが、在来貨物は周辺環境の影響が大きい。近くにオークション会場があるとか輸出事業者が存在しているなどだ。したがって、みなと総局として、このような事業者の神戸港誘致に務めてきた。その結果中古自動車では全国4位、建機では全国2位の取り扱い量になっている。今後も、このような事業者の誘致に務めてゆきたい。

#### 再質疑

基幹航路を重視することや、国際コンテナ戦略港湾を否定しているわけでない。ただコンテナ貨物は増えても港での滞留期間が短く通貨するだけで、収益率は低い。パン詰め出し、流通加工など神戸港に荷物を「滞留」させないと「産業」「雇用」も改善されない。ある港運業者(大海運輸)は、大変な投資をして大型クレーンなどを設置し、大型機械荷役が可能な上屋を建設し、工場では組み立て輸送が困難な重量物を、そこで組み立てそこから船に積み出し、かなりの収益を上げている。トン数の評価だけでなく収益率の高い荷物の集荷が大切だ。また、港湾で新たな付加価値をつけることもすでに取り組みされている。それは、ポーアイの埠頭に進出している日産自動車サービスセンターは埠頭でカーナビや音響などを受注で装着作業を埠頭の上屋を活用して付加価値をつけて配送している。

2例を紹介したが、このような企業の努力に目を向けるべきでないか。このような取り組みをやれば、港湾で働く人も増えるし、企業の収益性も上がる、また中小企業も生き残るのでないか。そうすれば、税の涵養となって神戸市の税収も増える。2例を紹介したが、神戸港にはまだまだ処分しなければならぬ土地もあり、背後地を活用した自動車、建設機械、鉄鋼物量、宅配便などの基地化など多様な誘致を考えるべきだ。

#### 岡口局長

大海運輸さんや日産さんの話を聞き、質疑の意味がよく理解できました。大海運輸さんを誘致できたことを喜んでいる。来てもらったときには、広大な敷地があることを評価された。いろんな要求をいただいたが積極的に対応した。また、日産については私が課長時代に誘致した。ユーザーの要求をこの場所でドッキングさせる業界では初の取り組みだったと聞いている。ここで、行われていることは非常に重要な示唆だと評価したい。ただ、港のランキングはどうしてもコンテナ貨物の取り扱い量で評価されてしまう。ここが悩ましいところだ。いわれていることはよくわかるので、競争力のある荷物であり企業だと思っている。今後も、このような視点に立ち支援や誘致を積極的に展開したい。

#### 再質疑

コンテナ扱い量だけで評価されてしまうのは問題だ。しかし、基幹航路があるから荷物があつまり、このような事業者が来てくれているのも事実だ。国際コンテナ戦略港湾も大

切だが、様々な工夫を行いながら在来貨物を扱う事業者への積極的な支援をお願いしたい。

さて、新幹線車両なども神戸港から積み出しされているが、重量物の荷役ができる高い技術者集団が神戸港には存在している。また、先ほどから述べてきたような神戸港の総合デパートかを進めるためには技術者集団の保護育成が大切だ。しかし、高齢化が急速に進む中、世代交代でこの技術も失われつつある。むしろ、ここを支援して充実させる施策を考えるべきでないか。若者への技術の継承も含め退職者を中心とした人材バンクなどを設立することなど考えるべきでないか。

また、在来貨物などを高い技術で扱い重量物なども取り扱うことができる公共上屋を建設して事業者を誘致することなどは考えられないか。

#### 岡口局長

高規格の公共上屋を作って誘致することだが、考えとしては理解できるが、いつまでもいてくれるかなどリスクが大きく、今のところは難しい。しかし、考え方としてはそれもあかなと思う。また、技術の継承問題については、それを危惧する港湾関係者の声を多く聞いている。ポーアイに国の機関はあるがそれで十分と思っていない。技術の継承と海事力を高めることは重要であり業界などとも相談しながら神戸市としても積極的に対応したい。

#### 意見

技術の継承問題については早急に対応していただきたい。また、在来貨物などで成功している企業の努力や事例などを検証して、今後の港のあり方に活かしてほしい。また、このような努力をしている事業者などには積極的な支援をお願いして質疑を終わる。

#### 消防局

##### 1、機能別消防団について

時代の変化の中で、消防団の団員確保が非常に難しくなっている。ポートアイランドでは、既存の消防団が解散したこともあって、地域の実情にあった消防団を再構築しようと各団地の管理組合や自治会の中心メンバーが中心となって、新しい形の消防団を形成した。サラリーマンが多いということもあって、できる限り仕事に影響しないように各団地の防災リーダーの役割を担うことを中心の任務とした。また、4大学が誘致されてということもあって学生消防団を結成して、住宅部への応援や神戸学院大学の防災ユニットとの連携の役割も果たしている。

港島分団は既存の消防団の位置づけだが、総務省が進めている機能別消防団・団員制度を先取りしている現状にある。特定の技術や自らの得意分野を生かした消防団活動や時間の許す範囲での活動で参加できる機能別消防団や団員制度はこれからの消防団のあり方を示すものだと思う。既存消防団との関係や報酬の整理などあると思うが機能別消防団を導入する検討に入るべきでないか。

#### 答弁

機能別消防団という言葉にはなっていないが、入団の条件を緩和し、女性、高齢者や学

生等が入団できるようにしてきた。

#### 再質疑

それらについては、ポートアイランドで実際にやっできたことで、当局の方が後付けしている。入団の緩和であって機能別消防団とは根本的に違うものだ。

松山市では郵便局の配達員によるバイク消防団ファイアポストマンチーム、大学防災サポートチーム、東日本大震災を契機に消防団活動を支援をすることで銚子市など千葉県でもいくつか市で大規模災害時に対応する機能別消防団が誕生している。報酬は年額5000円と聞いている。今後、ニュータウンだけでなく旧市街地でも消防団の団員を増やすてゆくことは難しい。機能別消防団の検討を始めてほしい。見解を

#### 答弁

団長会で提起はさせて頂いているが、機能別消防団についてはなかなか前に進んでいない。

#### 意見

消防局の姿勢が機能別消防団を導入しようという姿勢になっていないのではないか。

#### 2、査察を活用したホームレス若者の把握について

先日、路上生活者の支援を行っているNPOの方との会う機会があった。そこで最近、路上生活者が減っているということだった。先日も神戸新聞で市内ホームレスが83人と100人を下回ったと報道された。一時は355人を数えたそう。多くが生活保護に回ったとみられている。しかし、一方では路上にも出れないホームレスが増えている。ネットカフェや漫画喫茶で寝泊まりしている若者たちである。しかし、なかなかその実態がつかめないということだった。

たとえば、消防法第1条の定める査察など利用して、ネットカフェや漫画喫茶にいるホームレス若者の数などを把握することはできないか。

#### 答弁

査察は消防法上のもので、構造上などについてだ。